

入札参加等停止業者名簿

No.	業者名	入札参加等停止措置期間	入札参加等停止措置理由	入札参加等停止措置基準
1	神稻建設(株)	令和8年2月7日 ～ 令和8年3月13日 (1か月1週)	当該事業者は、平成12年度県単道路改良工事 県道荻原小川線(木曽川右岸道路)木曾郡上松 町ねざめトンネル(小野ヶ谷側工区)において、覆 工コンクリートの巻立厚が不足する粗雑工事を発 生させた。このことは、入札参加等停止措置要綱 別表第1-1第2号「粗雑工事」に該当し、建設工 事等の契約の相手方として不適当であると認め られるため。	「粗雑工事」 入札参加等停止措置要 綱別表第1-1第2号
2	西松建設(株)	令和8年2月7日 ～ 令和8年5月6日 (3か月)	当該事業者は、平成12年度県単道路改良工事 県道荻原小川線(木曽川右岸道路)木曾郡上松 町ねざめトンネル(小野ヶ谷側工区)において、覆 工コンクリートの巻立厚が不足する粗雑工事を発 生させた。このことは、入札参加等停止措置要綱 別表第1-1第2号「粗雑工事」に該当し、建設工 事等の契約の相手方として不適当であると認め られるため。	「粗雑工事」 入札参加等停止措置要 綱別表第1-1第2号
3	(株)トニチコンサルタント	令和8年2月7日 ～ 令和8年7月6日 (5か月)	公正取引委員会は、令和7年12月19日、独占禁 止法第3条の規定に違反する行為を行っていたと して、当該会社に対し、排除措置命令及び課徴金 納付命令をおこなった。このことは、佐久市建設 工事等入札参加資格者に係る入札参加等停止 措置要綱別表第2第6号「独占禁止法違反行為」 に該当し、建設工事等の契約の相手方として不 適当であると認められるため。	独占禁止法違反行為 入札参加等停止措置要 綱別表第2第6号